



令和5年度

佐久市・軽井沢町清掃施設組合会計
歳入歳出決算審査意見書

軽井沢町監査委員

6 軽監査第 8 号
令和 6 年 8 月 8 日

軽井沢町長 土屋 三千夫 様

軽井沢町監査委員 依田 

軽井沢町監査委員 佐藤 敏明 

令和 5 年度佐久市・軽井沢町清掃施設組合会計
歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により審査に付された令和5年度佐久市・軽井沢町清掃施設組合会計歳入歳出決算を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度佐久市・軽井沢町清掃施設組合会計歳入歳出決算

2 審査の期間

令和6年7月10日から同年8月8日まで

3 審査の方法

町長から提出された決算について、関係法令に準拠して調製されているか、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿の検査を行い、その他の資料を参考にして、関係職員から説明を聴取する等の方法により、審査を実施した。

第2 審査の結果

1 審査の総括的意見

審査に付された決算は、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められる。

2 決算状況

決算状況

(単位：円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減率
予 算 現 額	585,438,000	366,032,000	59.9%
歳 入 決 算 額	585,438,170	366,833,170	59.6%
歳 出 決 算 額	584,889,797	292,821,709	99.7%
歳入歳出差引額	548,373	74,011,461	△99.3%
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	—
実 質 収 支 額	548,373	74,011,461	△99.3%

佐久市・軽井沢町清掃施設組合は、令和6年3月31日に解散し、同日をもってその収支を打ち切った。解散に当たっては、佐久市・軽井沢町清掃施設組合の解散及び財産処分に関する協議書（以下「協議書」という。）に基づき、同組合に属していた財産を処分している。

歳入決算額は5億8,544万円で、前年度と比較して2億1,861万円増加した。歳出決算額は5億8,489万円で、前年度と比較して2億9,207万円

増加した。歳入歳出差引額（形式収支額）及び実質収支額は55万円で、前年度と比較して7,346万円減少した。

主な歳入は、佐久市・軽井沢町清掃施設組合施設整備基金（以下「基金」という。）の全額の取崩しによる繰入金4億9,913万円である。

主な歳出は、佐久クリーンセンター解体工事の残金1億2,792万円及び協議書に基づき基金の残額を構成自治体である佐久市及び軽井沢町に帰属させるための支出3億6,595万円である。

実質収支額55万円については、協議書に基づき、事務の承継に伴う歳計現金30万円を除く額25万円を各構成自治体に帰属させた。

協議書に基づき、歳計現金、未収金、未払金及び公用文書に関する事務を承継した佐久市においては、当該事務を適切に処理されたい。